

令和元年10月25日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第 2 号)

令和元年 第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月25日（金曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後0時22分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 常任委員長に対する質疑
- 2 要調査事項及び特記事項の取り扱いについて
- 3 総括質疑の取り扱いについて
- 4 審査日程の変更について（追加議題）
- 5 令和元年 平成30年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 未処分利益剰余金の処分につ
乙第27号議案 て（追加議題）
- 6 令和元年 平成30年度沖縄県工業用水道事
第5回議会 業会計未処分利益剰余金の処分
乙第28号議案 について（追加議題）
- 7 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会 の認定について（追加議題）
認定第1号
- 8 令和元年 平成30年度沖縄県農業改良資金
第5回議会 特別会計決算の認定について
認定第2号 （追加議題）
- 9 令和元年 平成30年度沖縄県小規模企業者
第5回議会 等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について（追加議題）
- 10 令和元年 平成30年度沖縄県中小企業振興
第5回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第4号 て（追加議題）
- 11 令和元年 平成30年度沖縄県下地島空港特
第5回議会 別会計決算の認定について（追
認定第5号 加議題）
- 12 令和元年 平成30年度沖縄県母子父子寡婦
第5回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて（追加議題）
- 13 令和元年 平成30年度沖縄県下水道事業特
第5回議会 別会計決算の認定について（追
認定第7号 加議題）
- 14 令和元年 平成30年度沖縄県所有者不明土
第5回議会 地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて（追加議題）

- 15 令和元年 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善
第5回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第9号 て（追加議題）
- 16 令和元年 平成30年度沖縄県中央卸売市場
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第10号 て（追加議題）
- 17 令和元年 平成30年度沖縄県林業・木材産
第5回議会 業改善資金特別会計決算の認定
認定第11号 について（追加議題）
- 18 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について（追
加議題）
- 19 令和元年 平成30年度沖縄県宜野湾港整備
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第13号 て（追加議題）
- 20 令和元年 平成30年度沖縄県国際物流拠点
第5回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について（追加議題）
- 21 令和元年 平成30年度沖縄県産業振興基金
第5回議会 特別会計決算の認定につ
認定第15号 て（追加議題）
- 22 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について（追加議題）
- 23 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港マリ
第5回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について（追加議題）
- 24 令和元年 平成30年度沖縄県駐車場事業特
第5回議会 別会計決算の認定について（追
認定第18号 加議題）
- 25 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（泡
第5回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について（追
加議題）
- 26 令和元年 平成30年度沖縄県公債管理特別
第5回議会 会計決算の認定について（追加
認定第20号 議題）
- 27 令和元年 平成30年度沖縄県国民健康保険
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第21号 て（追加議題）

28	令和元年 第5回議会 認定第22号	平成30年度沖縄県病院事業会計 決算の認定について(追加議題)
29	令和元年 第5回議会 認定第23号	平成30年度沖縄県水道事業会計 決算の認定について(追加議題)
30	令和元年 第5回議会 認定第24号	平成30年度沖縄県工業用水道事 業会計決算の認定について(追 加議題)

出席委員

委員長	玉城武光君
副委員長	山川典二君
委員	花城大輔君 末松文信君 具志堅透君 照屋守之君 当山勝利君 亀濱玲子さん 照屋大河君 仲宗根悟君 親川敬君 新垣光荣君 新垣清涼君 瀬長美佐雄君 金城泰邦君 金城勉君 當間盛夫君

説明のために出席した者の職、氏名

文教厚生委員長 狩俣信子さん

○玉城武光委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

常任委員長に対する質疑、要調査事項及び特記事項の取り扱いについて及び総括質疑の取り扱いについてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、各決算特別委員に配付しております。

また、決算調査報告書配付後に、文教厚生委員長に対する質疑の通告がなされております。

まず初めに、決算特別委員会運営要領に基づき、常任委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとするのであり、質問通告をされた委員の再質問は1度のみとなりますので、その点について御留意をお願いいたします。

また、質疑は一括して行うようお願いいたします。

なお、質疑の範囲は、調査を依頼した決算議案に係る質疑・答弁の内容など調査状況についてであります。常任委員長の所感などを聞く場ではありませんので十分御留意願います。

これより、文教厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 おはようございます。

決算に係る文厚委員長に対する質疑を行いたいと思っておりますけれども、私この件については、監査が指摘する補助金の適正化法違反、あるいは公印文書偽造違反でしたかね、そういう類いの趣旨の指摘をされておりますけれども、そういうことも含めて、せんだって審査をいたしました。

改めてここで質疑をしたいというのは、私どもはこの件について、ぜひ決算委員会で知事をお呼びして一保健医療部の説明はありますけれども、これは知事の公印が勝手に使われたというふうな説明ですから、そのことも含めて知事の説明を求めたいというふうに考えております。もし、知事が厳しければ、実務責任者は副知事ですから、副知事の説明でもいかなというふうに思っておりますけれども、そのような趣旨があって、一度決算の文厚委員会では審査をさせていただきましたけれども、改めて委員長のほうに質疑を投げかけたいと思っております。

これは大きく3つです。

まず1つ目は、国から補助が受けられずに不正に支出した問題について。この経緯等については部長が説明しておりますから、その確認ですね。

2つ目については、公印の不正使用についてです。

3つ目については、今後の対応と後始末。

主な項目はこの3つですね。

まず1、国から補助が受けられずに不正に支出した問題について。

①なぜこの問題が発生したか。

②班長や課長、保健医療部長が組織として知った時期とその対応について。

③監査を受ける前に不正を知りながら明らかにせず、その後の対応について。

④国から728万円もらえるのに手続をせず、自己財源を充てることで県や県民に損失を与えたことについて。

⑤不適切な手続で1458万円を支出したことについて。

2は、公印の不正使用について。

①公印の不正使用の説明。

②県の代表監査委員の指摘する有印公文書偽造違反について。

3、今後の対応と後始末について。

①県の代表監査委員から違法行為が指摘されていることについて。

②「公務員が信頼に背いて役所に損害を与えること」この行為について。

③刑事告発の可能性について。

④県政史上初の不正に係る認識について。

以上、この3点ですね。

先ほど申し上げましたように、この内容は、この文書をそのまま議会事務局には届けてありますから、事前に委員長として確認できる時間は十分与えています。

以上です。お願いします。

○狩俣信子文教厚生委員長 文教厚生委員会でも照屋委員は委員でもありましたのでよく知ってはいるとは思いますが、あえて答弁させていただきます。

まず、①なぜこの問題が発生したかということでございますけれども、本案件には2つの補助金に係っております。

1つ目は、感染症指定医療機関運営費補助金。国に対する請求期限である3月末までに国庫補助金の概算払いの請求を行わないまま、県補助金の支出命令を行ったことでもあります。

2つ目は、感染症外来協力医療機関補助金で、購入費を補助するものでありますが、年度内に納品されないと判断して、当該補助事業分を実績報告書から除外したことにより、国庫補助金の受け入れができなかったものであります。

これは一職員の問題ではなく、管理監督の地位にある職員の進捗管理が十分行われていなかったことが要因であると答弁から察しております。

次、行きます。

②班長、課長、保健医療部長、組織として知った時期と対応。

執行部からは、監査を受ける前にわかっていたとの答弁はありました。年度が明けて5月に担当課長と担当班長が覚知、監査は6月5日から7日まで実施され、そのときに指摘を受け、保健医療部長は同日に報告を受けたということです。その後、過年度支出をすることができないか厚生労働省と7月11日に調整しましたが、できなかったということです。

次、③監査を受ける前に不正を知りながら明らかにせず、その後の対応はどうなったのか。

不適正な会計処理が続いた要因として3点あると考えており、対応策としては、予算執行の進捗管理に万全を期すため、管理監督者による歳入整理表及び予算及び支出負担行為整理簿を活用した定期的な執行管理を行うこと。国庫補助金等の歳入について

は、独自の帳簿も活用して定期的に執行の確認を行うことであり、これについては8月28日付で通知したところであります。また、公印の管理等については、公印の意義、審査及び使用方法について改めて職員へ周知を図ること、原則として起案者の押印は認めないこと、公印管理主任及び公印取り扱い主任が直接押印を行うことを原則とするように改めたところであり、9月1日から実施しているとの答弁がありました。

次、④国から728万円もらえるのに手続をせず、自己財源を充てることで県や県民に損失を与えたことについて。

これについては、このような不適正な事務処理によって、県政に対する県民の信頼を損ねたことは非常に申しわけなく思っているとの答弁がありました。

⑤の不適切な手続で1458万円を支出したことについてはどうか。

保健医療部で支出命令書を作成、それを会計課において確認し支払いがなされたとの答弁があり、1458万円支払ったということでございます。

次、2、公印の不正使用についてですが、①公印の不正使用の説明について、補助金交付決定や交付申請等、補助事業者等について公文書を送付しているが、文書自体はつくっているが決裁手続に回さないで公印の不正使用等が行われていることがわかり、公印の不正使用が6回行われていたとのことでありました。

次、②県の代表監査委員の指摘する有印公文書偽造違反について。

刑法でいうところの公文書偽造、これに該当するかどうかというのは、現在、保健医療部でも検討しているところであり、結論は出ていません。そういう文書をもって目的違反である偽造罪が成立するかどうかは、もう少し検討する必要があるとの答弁がありました。

次、行きます。

3、今後の対応と後始末について。

①県の代表監査委員から違法行為が指摘されていることについてお答えいたします。

各法令違反の事実があるかどうかについては、今後、法曹関係者の意見も聞いて最終的に判断しますが、我々だけでこの問題を処理しているわけではありません。地方公務員法に基づき、改めて総務部の職員が事情聴取をしてつまびらかにするので、その辺も見ていただきたいとの答弁がありました。

次、②「公務員が信頼に背いて役所に損害を与えること」この行為について。

公文書の偽造関係で検討していたので、背任についてはまだ深掘りされていないのでありますが、ただ、違法性がなく公文書偽造に当たらないとしても、この一連の行為というものが本来あるまじき行為であること、我々としてはちゃんと地方公務員法にのっとった厳正な対処をする必要があると考えているとの答弁がありました。

次、③刑事告発の可能性について。

仮に公文書偽造が成立する可能性が高い場合には、あくまでも刑事告発するということであって、今その結論が出ているわけではありません。今回の行為は公務員のファンダメンタル、沖縄県職員の矜持として非常にゆゆしき問題であるので、地方公務員法に沿った懲戒処分の手続は必要であると考えているとの答弁がありました。

次、④県政史上初の不正についての認識について。今回の事案が決して許される事案だとは思っていません。本人、担当職員だけではなく、管理監督的地位にある職員も含めて厳正な審査のもと処分が必要と考えるとの答弁がありました。

以上、質疑に対する文教厚生委員会で行われた答弁でございます。

○照屋守之委員 ありがとうございます。

このように、例えば有印公文書偽造については6回の公印使用ということでした。ところが、私は後で資料をいただいたら、これ九州厚生局に対して7回、厚生省に対して6回、合計13回、実態としてあるんですね。この6回というのは、先ほども委員長からありましたように6回ということですから、これ13回。知事の印鑑が押されているのが13回あるんですよ。やっぱりそうだと、きちんと知事の参加を求めて、あるいは副知事でもいいですから、組織のそういうふうな印鑑管理とか、そういうことはやっぱりしっかり説明を求めるべきだという考えですかね。ですから、6回というのは事実と違います。13回です、知事の印鑑が使われているのは。ですから、そこはやっぱりしっかり説明をしてもらおうということ。ですから、この前の、せんだっての説明は事実と異なるという指摘ですね。

もう一つ、実はこの九州厚生局長と厚生労働省の所管、厚生労働大臣宛ての文書があって、沖縄県知事の印鑑で出されております。この説明は、先ほども委員長からありましたように、公印の不正使用ということをやっているということでした。これは、担当部局に確認をしても、この一連の13件は、決裁を受けずに不正使用という説明です。そうですね。決裁を受けないで不正使用したという、そういう説

明ですね。ところが、31年3月31日と31年4月10日の決裁は、契約の割り印が押されております。割り印が押されているというのは、一方は起案文書に、一方は送った文書に、そういうことだろうと思っ

ているんです。そうじゃなければ、この割り印、押しませんからね。もう一方の片方の文書があって、それは、私は起案文書だと思っております。これは当然ですね。そういうふうになっていますから、県知事の文書も。これは九州厚生局長ですね。これは起案文書がなくて、職員が不正に知事の印鑑を押したという説明ですけれども、実態はこういう事実なんですよ。これは先ほどありましたように、厚生労働大臣と厚生省の局長で、大臣宛ては30年12月20日と31年4月10日の2回出されているんです、大臣に。九州厚生局長は、30年12月27日に出されていて、そこは、九州厚生局長には歳入歳出決算書のその部分にも、間違いありませんと知事の印鑑が押されています。ですから、これは、割り印があるということは、この文書については決裁を回して文書を送ったというふうなことに、組織的にやっているという。これ事実ですよ。国に送った文書について割り印が押されております。これは、従来は起案文書があって、それと合わせてやるわけですね。ですから、これの片方は起案文書になっているはずなんです。そこには全部印鑑が押されているはずなんです。国に対して、こういうのを出しますから。だから、これがあるはずなのに、これは示さないで、起案文書は資料としては出さないで職員が不正にやったというふうな説明は、これはもう到底おかしいです。これは組織ぐるみでそういうふうなおかしいことやっているという、不正をやっているということの事実、実態ですよ。同時に、これ実は私、きのう担当課長に、じゃあこの後始末はどうするのと。先ほどありましたように、部長は自分たちの中でいろいろやると言っていましたよね。これは厳正に処分をするというふうに言っておりますけど、皆様方が、職員が不正に押したと、組織的な意思決定ではなくて不正に押したこの印鑑で大臣に文書が行っています。九州厚生局長に文書が行っていますと。そこはどうするんですかと聞いたんですよ。これは非常に大きな責任があります、沖縄県知事としてね。ちゃんと県知事の印鑑が押されてきた文書については、これは沖縄県の意味ですから。これが、いやいや、我々はわかりませんよ、誰かが勝手に印鑑を押して出しましたよ、この報告書、我々は、県に対してどう責任をとるんですかという話です。この始末はどうつけるんですかと。これもまだ決まってい

たいですね。これは大変なことですよ。この文書、印鑑を、誰が押したかわからんという印鑑を、沖縄県知事として印鑑を押して向こうに、沖縄県の報告として送るわけでしょう。国としたらどうなるんですか。九州厚生局はどうなるんですか。その始末も何の説明もないですよ。これは大問題ですよ。

これは一連の経緯を、先ほど委員長が説明ありましたように、この流れを一応聞きましたら、12月20日にこれを取りまとめて県から国のほうに交付申請書を出しますと。その時点で1カ月おくれになっておりますと。3月28日に国からの補助の838万円の歳入の調定をしますと。3月29日に事業者に対して補助金の支出負担行為をしますと。6月21日に実績報告をしたと。一連の流れがあって、途中でこういうことが行われているんですよ。決裁が回っていないというのは絶対にあり得ません。だってこれ、証拠もありますからね。非常に問題が大きいのは、部長もこのとおりの間違いありませんと部長の印鑑を押しておりますけれども、やっぱりこういう一連のものについては、もう私はこの文書を見て改めて、これは起案文書と一体だということですから。

どう考えても、これは補助金の実績報告書ですよ。これは国に対して、補助金の実績報告書です。これは九州厚生局に対する実績報告書なんですよ。補助金はもらっていないんですよ。もらっていないのに、こういう補助金の報告書を出す。それはいいですよ。報告書を出す、もらっていないのに出す。一般財源で補助金の額を充てて、一般財源でやる。その報告書、それでもいいんですよ。補助金もらっていないんですからね。とにかく実績書を出さないといけないわけですから、出すんですよ。この報告書を出すのに、部内では国庫補助金がもらえないというのもわかっているわけですから、それは一般財源で充てたという報告書をつくるわけですよ。これは当然ですよ。この当然の報告書をつくるのに、何で起案文書がないんですか。当たり前で起案文書あるべきですよ。九州も全く一緒ですよ。だってこれは我々沖縄県の問題で、補助をもらうかどうかは我々の問題ですよ。申請を出して、もらわないから、国としたら、ああ、いいんですねということになるわけでしょう。じゃあ、報告してください、どうしましたか。これは、いや、一般財源で充てましたと、補助の分はね。ああ、そうですかと、よかったですねと。これを正式に起案文書で通してやる。何の不自然さもないですよ。ですから、そこを起案文書はやっぱり、絶対どう考えてもあるんですよ。あって、起案文書がなくて、不正に印鑑を使ったと

いう、組織的なそういうふうなことを今隠している状態です。何の不自然さもなくて、起案文書があつて、九州にも報告する、国にも報告するということだけど、そういう起案の割り印があるにもかかわらず、その起案文書は出さなくて、回数も6回やっていると説明です。私が持っている資料に、知事の印鑑は13回押されています。ですから、そういうことも含めて考えていくと、これは、委員長は執行部に対してそういうふうな説明が足りない、あるいはまた不適切な説明であったということ指摘してもらって、それをどうするかということに対応してもらいたいわけですから。私どもは知事、あるいは副知事、こういう形でされて、先ほども言いましたように、これは大臣に対する文書ですよ。九州厚生局長に対する知事の印鑑が押されている文書ですよ。この実態は知事ももう一回把握してもらってこの対応というのは部長だけで対応できる問題ではありません。ですから、知事はもう一回自分で、自分で調べて、しっかり決算委員会で説明してもらう。具体的に説明し切れない場合は、補助を、副知事をつけて一緒にやるというふうなことを求めたいということで、目的はそれです。

それで、委員長には、先ほどありましたように、今後の対応と後始末について、先ほど、この委員会の経緯の説明がありましたけど、私が今申し上げたことも含めて、これまでの委員会における説明、そういうのも含めて、特に後始末について、先ほど言っておりましたように、それぞれ内部で自分たちが必要とあらば、その法律の専門家に聞いてやるとか、あるいはまた、職員を処分できるような、そういうふうなものも考えるかということですから、摘発についても言及している部分がありましたよ。検討するとか何か。そこも含めて、改めてこの一連の説明と実態ですね。繰り返しますよ。説明では印鑑6回と言っていました。実態は、知事の印鑑を押されているのは13回ですね。説明では、職員の不正の使用と言っていました。我々はこの資料を調べてみると、しっかり起案書との割り印というのも含めて確認していくと、この一連の文書は全て起案書があつて知事の印鑑が押されているという、そういうふうな実態だと思っておりますけれども、そこも含めてですね。それと、厚生労働大臣に対して、九州厚生局長に対して、沖縄県がどう説明をして、どうしていくか、これ後始末ですね。そこも含めて、今の対応を今後どうしていくかということも含めて、所見というのはなかなか言いにくいかもしれませんが、この説明と、今の現状ということについ

て、執行部が説明したこれまでの説明とその後始末、そこについての委員長の考えとか、そこも含めてお願いできますか。

以上です。

○狩俣信子文教厚生委員長 まず、有印公文書関係について、この九州厚生局に7回、厚生労働に6回。今の質問は、そういうふうには13回となっておりますけれども、委員会の中では6回という話が出てきたのであって、その13回という話は出ておりませんので。これについては、私はお答えできません。

それから、知事の印鑑、公印の不正使用についても、保健医療部長が答えていたことしか出てきませんので、要するに、現在はどうなっているかといいますと、答弁によりますと、その補助金の交付決定とか、国に対する交付申請と実績報告を提出する場合に、その公文書に知事の公印を押すことがございます。でも担当職員、文書自体は起案するのですけれども、この起案した文書を回議に回していないということで、上司の印鑑がないわけです。にもかかわらず、公印を押印して、そういう文書を送ったこと。部長の公印というのは、主に添付書類の原本証明のときに、原本に相違ありませんということで、部長印を押していたということですが、そう使ってやっているということがございます。そういうことで、この文書を見ますと、回議に回していないということで、上司の印鑑はないというようなことです。

次、行きましょうか。次は、起案文書については、照屋守之委員はどう考えてもあると言ったんですけど、これについては今答弁したとおりでございますので、委員会の中ではこれについては、これ以上は触れておりません。

契約についても割り印が押されているというのですが、委員会の中でこれに対する質疑はありません。

それから、職員が不正に押した印鑑で文書を発出してしまったということは、これをどうするかということはまだ決まっていない、検討中であるという、まだそこまではいっていないという答弁でございましたので、部のいろんな討論を聞きながら、これはやっていくことになると思います。

それから、決裁が回っていないということはないと、また再度おっしゃっていますけれども、今、御説明したように、ないということでございますので、御理解ください。

それから、対応は知事が知って、知事がやってほしいという要望を出されたんですけれども、これは委員会の中で語られたことではありませんので、申しわけありませんが、お答えできません。

それから、後始末について、専門家にという話がありました。これは文厚の中でも答弁がありました。部としても、それはちゃんとやっていくということでございましたので、御理解ください。

それから、あと、補助金をもらっていないのに報告書を出すというのは、これはどういうことかということですが、それは、委員会の中では、そこまでは質問がございませんでした。

それから、九州厚生局と厚生労働省、県がどう説明するのか、今後どうするのかという質問がございましたけれども、これも委員会の中では、部長がさっき答弁したところどまりだと思いますので、そこまではちょっと、部の問題になっていくかと思っております。

以上です。

○玉城武光委員長 以上で、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、文教厚生委員長退室。その後、要調査事項及び特記事項の取り扱いについて協議した結果、理事会を開催することで意見の一致を見た。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

要調査事項に関し、知事等の出席を求めるか否か及び特記事項の取り扱いについて理事会で協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時40分再開

○玉城武光委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

要調査事項に関し、総括質疑を行うため知事等の出席を求めることについては、慎重に協議した結果、理事会として意見の一致を見ませんでした。

また、特記事項に関して、本委員会として附帯決議を付すかどうかについては、理事会として意見の一致を見ませんでした。

以上、御報告いたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 理事会の決定が一致をしなかったということではあるんですが、我々は決算特別委員会をこの場で行っております。これはもちろん、議会ルールの中で、何年か前からルールを改正いたしまして、専門性を持たせるということで常任委員会で議論をしまいいりました。そして、特別委員会で総括の質疑やら、委員長への質疑があつて今行われているわけですが、本日の先ほどの照屋委員の委員長に対する質疑の中で、大きな疑問点が出

てまいりました。これは常任委員会での議論の中で出た案件であります。出た答弁が食い違っているんです。そこは、例えば文書の発送を6回と言っているのが13回になっていると。あるいは、起案文書がないよというものに、割り印をもって一新たに資料を提出してもらったら、割り印をもって起案文書が必ずあるんだということを照屋委員は訴えておりました。我々としても、その部分の事実関係も解明しない中でこれを進めるということは、この決算特別委員会の意義さえ、僕は問われるのだと思っております。ですから、しっかりと知事と呼んで、あるいは知事が厳しければ事務担当副知事、あるいは担当部長も同席していただいて、常任委員会での決算審査での疑義を正してからの採決じゃないと、採決も僕は判断できないだろうと思っておりますので。どうか、委員の皆様におかれましては、沖縄県議会の決算特別委員会の存在そのものが僕は疑われているのだろうというふうに思いますので、どうか委員の皆さんの良心に働きかけて、ぜひともそのことは認めていただきたいなというふうに動議提案をいたしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○玉城武光委員長 ただいま具志堅委員から、総括質疑を行うため知事等の出席を求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

本動議に関し、意見・討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 動議に賛成します。

これは、決算に係る文厚委員会でいろいろ審査をしましたがけれども、先ほど動議の提案者からもありましたように、印鑑の不正使用が6回ということでした。実態は13回あります。厚生労働大臣と、そして九州厚生局長に対する文書にはちゃんと割り印があって、通常の事務決裁からすると、起案書と対になった割り印だと思っております。ですから、これはしっかり説明をさせる必要があります。同時に、この印鑑というのは、非常に大きな責任を伴って、執行部が説明するように担当者が勝手に印鑑を押して送ったということですが、相手は厚生労働大臣です。相手は九州厚生局長です。私どもは沖縄県政として、あるいはまたチェックをする側として、厚生労働大臣に対してそういうふうな不正の印鑑で関係書類を送る、これはゆゆしき問題です。国から補助を受ける県が、こういう不正な印鑑を使ってそれを報告する。この報告をして、じゃあ厚生労働大臣に対してどうするのか、あるいは九州厚生局長に対して、この印鑑の不正使用についてどうするのか

という執行部の説明もございません。ですから、ここはその対応も含めて、国と県の信頼関係、これが大きく今、損なわれておりますから、ここの部分を回復するためには、ぜひやっぱり知事、副知事の説明を受けて、県としての対応をしっかりやっていただく。そのことによって、私どもは決算そのもの自体をどうするかという貴重な判断になると思っておりますから、ぜひこれは与党も含めて当然のことだと思いますから、全会一致で知事、副知事の委員会での招致、そこをお願いしたいという、そういうことです。よろしくをお願いします。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 この動議について、反対の立場から討論をさせていただきます。

これまでもこの案件については、文教厚生委員会の、決算の質疑が行われてきて、そしてきょうは理事会まで来ている内容でありますけれども、これまでも文教厚生委員会でもそうですし、国から補助金が受けられなかったという事案であります。これについては、職員の財務意識が乏しかったということから始まって、管理職員の進捗状況の管理がきちんとしてきていなかった、内部統制ができていなかったという問題が浮き彫りになりました。

これについては、今、照屋守之委員がこれまで出されております、国からなぜ補助金が受けられなかったか、あるいは公印の不正使用があったのではないか、あるいは今後の対応についてということが3点、議論されてきたわけですが、これについては委員会でもそうですけれど、部長の説明から、言っているその進捗状況の管理ができていなかったということで、既にもう9月からは、それに対応する対策がとられておまして、それを独自で定期監査ができるように、調査ができるようにということが可能です。

そして、今後の対応については、総務部に報告した後に、法令に基づいて、厳しく、厳正な対応をするというような方向性が現在行われているところですので、ここで知事を招聘しての調査ということは必要ないという観点から、反対といたします。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 先ほど、狩俣文教厚生委員長の答弁を聞いて感じたのは、監督責任者が一これに対しては何らかの責任を負う覚悟を持っているというこ

とだと私は理解をしました。そうであれば、その上の監督責任者は、何で、どこかで座っているんですか。ここに来て何らかのコメントを述べるべきじゃないですか。これは社会的な常識だと思いますよ。

そしてもう一つ。ルールという話が出ていたけれども、常任委員会に付託したものはそのまま何も手をつけられずに承認されるというルールではないと私は思っています。なので、委員長に対する質疑も、総括質疑という場面も準備されているんじゃないですか。

今どれだけ客観的に見ても、私は疑義があると強く思っています。これを何らたださずに審議、可決することは、私は、我々自身が、何のチェック機能も持たない烏合の衆であるという証明だと思いますよ。

委員長、しっかり進行してください。

○玉城武光委員長 ほかに意見等はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 先ほどの動議に賛成の立場で討論をいたしますけれども、先ほど来、委員長報告にもありましたけれども、委員会の中では6回、不正で知事の印鑑を使ったという話がありましたが、13回出てきているわけですね。さらに割り印の話もあります。この割り印というのは、手元にありますけれども、厚生労働大臣、そして九州厚生局長宛てに送る文書であります。これと起案書がセットになって、契印という形で割り印を押すわけであります。正式な沖縄県の公式文書であります。したがって、これが勝手に送られたということ自体が、印鑑も含めて公文書偽造の疑いがあるわけでありまして。この13回なんですけど、送った期日を見ますと、九州厚生局には7回ありますが、平成30年12月27日から平成31年3月31日まで、7回全て送られています。約3カ月余り。さらに、厚生労働大臣宛ては、平成30年12月20日から今年度の平成31年4月10日、そして5月29日、約6カ月近くにわたりまして、この文書が6回、厚生労働大臣に送られております。

そういう意味では、約半年近くもこういう状況が、勝手に一人の担当職員で、それもその割り印で、起案書も含めての割り印で押して送ることができますか。半年もですよ。例えば1回とか、あるいは2回でも、この期日がそんなになんとかであればまだ理解ができますが、半年近くにわたって担当職員が1人でできますか。その監督責任も重要ですし、私はむしろ担当部長を含めて、組織ぐるみでの行政行為ではないかというふうに思いますし、こういうことを県民の皆様が本当に理解を示すのか、非常に疑問で

あります。

そういう意味では、ぜひ常任委員会の議論の中から新たにこうして、ましてや知事の印鑑ですよ、玉城決算委員長の印鑑じゃありませんよ、沖縄県のトップの知事の印鑑が、正式に公式文書として13回も不正に行われているという事実自体が新たに発覚したわけでありますから、その辺も含めて知事、そして担当副知事、部長、新たにこれは確認をしてやらないと、本当に決算委員長の、これをそのまま進めて採決しますと、決算委員長の汚点にもなりますよ。本当に、先ほど花城委員からもありましたが、烏合の衆じゃありませんが、県議会は何をしているんだと、決算委員会は何をしているんだと、そういう、やはり私は県民に対しての説明責任ができない。そういう意味では、ぜひ知事、副知事、担当部長を含めて、この部分だけでも、私は呼んで確認するという価値があると思いますので、ぜひ動議の内容等をひとつよろしく。

追加であります。大臣、そして九州厚生局長以外に県内の担当関係の民間の病院を含めて行われておりますので、それは追加しておきます。

以上、よろしくお願いたします。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、本動議に対する採決を行います。

本動議は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない場合は、これを否とみなします。お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城武光委員長 挙手8人です。

挙手しない者は8人です。

ただいま報告いたしましたとおり、賛成する者8人、反対する者8人です。可決と認めます。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長においてその可否を裁決いたします。

本動議に関し、委員長は否決と裁決いたします。休憩いたします。

(休憩中に、審査日程の変更について協議した結果、日程を変更し、直ちに議案の採決を行うことで意見の一致を見た。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

審査日程の変更については、休憩中に御協議をい

たしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

審査日程の変更についてを議題といたします。

10月3日の委員会において決定した審査日程では、今回は、明 10月28日 月曜日の午前10時に本委員会を開催することとしておりますが、先ほどの採決の結果、総括質疑を行わないこととなったため、10月28日の日程は採決のみとなりました。

よって、この際、日程を繰り上げ、本日採決を行うこととし、審査日程を変更の上、本日の議題に令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件並びに令和元年第5回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま決定いたしました令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件並びに令和元年第5回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を追加して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法等について協議)

○玉城武光委員長 再開いたします。

これより、令和元年第5回議会乙第27号議案平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び同乙第28号議案平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議案2件は可決されました。

次に、令和元年第5回議会認定第1号平成30年度沖縄県一般会計決算の認定についての採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 これは平成30年度の一般会計決算の認定については、本来は決算認定ですから、これまで知事を初め執行部の皆様方が一生懸命頑張って、

県民のため、あるいは沖縄県をよくするためにやったということですから、認定をしたいというのはやまやまです。

しかしながら、これは文教厚生委員会、あるいはまた先ほどもありましたように、ゆゆしき事態が今起こって、平成30年度の中でそういうふうなことが起こっております。これは県の中間代表監査委員からも指摘されておりますように、補助金の適正化法、それに反する行為。これは、本来は、県の行政は、国に対して補助金を受けるときに、所定の手続を踏んで補助金を受けるとのことですけれども、職員が手続をしていなくて、それができていないと。その結果で、一般会計の自己財源からその財源分を、729万円を充てるという、こういう大失態をやっているわけです。

もう一つは、事もあろうに、沖縄県知事の印鑑を、国に、あるいは九州の公の機関に対して、勝手に印鑑を押したという、沖縄県の報告としてそういうふうなものがなされている。有印公文書偽造という、これも犯罪です。そういうふうなことが行われている。

本来はこういうゆゆしき問題が起こると、その発生した時点で、担当部局はきちんと処理すべきでありますけれども、これは部長の答弁とか、あるいは私どもがいろいろ調べてみても、もう既に昨年の決算の期間中に、この補助金の申請ができていない。これは国からの期限によってやるわけですけれども、その期限が守られていなくて対応できていないということ、この任期中、決算期間中にわかっているわけですね。わかりながら、担当部局が後始末をしていない。わかりながら、間違った状態を、それを一般財源から繰り入れてやるということをやりながら、つじつまを合わせているわけですけれども。本来、我々県議会は、決算が終わった後に、監査委員から指摘をされて、つい最近しかそれをわかっておりませんが、執行する側はかなり以前からわかっているにもかかわらず、その実態をそのままやってきている。これは文字どおり729万円の不正支出というのは、これは歳入の部分にかかわってきますから、市民、県民に損失を与える729万円。もし729万円これが国庫からおりていけば、それは適正に処理されるわけですけれども、残念ながらその申請を怠って、できていない。だから一般財源から繰り入れる、ほかの財源から繰り入れるということは、この729万円があれば、それに相当する、もっと県民に対する事業ができたわけです。5割事業であれば、1500万円の別の形で県民に対するそういうふうな事業がで

きたけれども、それもできないということは、これは県民に対する大きな損失です。

ですから、そういうゆゆしき問題がありながら、この事後の対応については、議会で指摘をしたら、そういうふうな対応もしかるべきですけれども、全て自分たちでやると。今後の対応についてもまだ定まっていない。本来は、そういうトラブルを起こせば、その問題をしっかり受けとめて改善策をしっかりと示して、こういう形でやりますということでありますけれども、それもない。あげくの果ては、有印公文書偽造については6回という説明でしたけれども、13回県知事の印鑑が不正に使われている。それを求めても、これをしようともしない、議会もさせないというふうなことになるれば、私どもは、この1年間の玉城県政のそういう予算の執行、あるいはさまざまな取り組みについて、全て疑問を持たざるを得ない。本当に適正なやり方でこの予算執行が行われているのか。あるいは国からの適正なそういう補助が受けられているのかということをやわぎざるを得ない状況に今あるわけです。

ですから、最低限そのことについては、予算の不正支出、それと有印公文書偽造については最低限説明する必要があるんだろうなというふうな思いがありますけれども、それもなされない状況で、この決算を認定するかしないかというふうなことは、当然、議員としてはできないわけです。ですから、今は反対せざるを得ないような状況にあります。

先ほども申し上げましたように、この一連の1年間の平成30年度の玉城県政の動きは、全て国、あるいは別の団体、機関も含めて連携してやっております。印鑑を偽造した文書は、知事の決裁を得ずに送っているという、この県政の実態を考えていくと、これは国に対しても責任を負えませぬし、九州厚生局に対しても責任を負えないような状況がありますから、そこを放置しては、この決算の認定など、とてもじゃないけど、できるもんじゃありません。ですから、我々はそれを解明することを求めておりますけれども、なかなかそれができない状態で今ありますから、我々は単独で何とかそれを解明するような仕組みをつくるのか、あるいは再度これを議会に求めていくのか、そういうのも含めて今後考えないといけませんから、決算については、これは当然、反対をせざるを得ないというふうな状況でありますから、討論いたします。

以上です。

○玉城武光委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 意見・討論等なしと認めます。以上で意見・討論等を終結いたします。これより、令和元年第5回議会認定第1号を採決いたします。

本決算は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。お諮りいたします。

本決算は認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城武光委員長 挙手8人であります。

挙手しない者は8人であります。

ただいま報告いたしましたとおり、賛成する者8人、反対する者8人でありますので、可否同数と認めます。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長においてその可否を裁決いたします。

令和元年第5回議会認定第1号について、委員長は認定と裁決いたします。

次に、令和元年第5回議会認定第2号から同認定第24号までの決算23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は認定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和元年第5回議会認定第2号から同認定第24号までの決算23件は認定されました。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長が附帯決議に係る動議等がないことを確認した。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さんには、連日、熱心に審査に当たっていただきまして大変御苦労さまでございました。

これをもって、委員会を散会いたします。

決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議 案 名	議決の結果
令和元年 第5回議会 乙第27号議案	平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	全会一致 可 決
令和元年 第5回議会 乙第28号議案	平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について	〃

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和元年 第5回議会 認定第1号	平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について	委員長裁 決 定
令和元年 第5回議会 認定第2号	平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	全 会 一 致 認 定
令和元年 第5回議会 認定第3号	平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第4号	平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第5号	平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第6号	平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第7号	平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第8号	平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第9号	平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第10号	平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第11号	平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第12号	平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和元年 第5回議会 認定第13号	平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定 について	全会一致 認 定
令和元年 第5回議会 認定第14号	平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特 別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第15号	平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定につ いて	〃
令和元年 第5回議会 認定第16号	平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会 計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第17号	平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算 の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第18号	平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定につい て	〃
令和元年 第5回議会 認定第19号	平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成 事業特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第20号	平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第21号	平成30年度沖縄県国民健康保険事業会計決算の認定につ いて	〃
令和元年 第5回議会 認定第22号	平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第23号	平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
令和元年 第5回議会 認定第24号	平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定につい て	〃

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 武 光

卷末資料

各常任委員長からの決算調査報告書

○総務企画委員会

様式2

令和元年10月23日

決算特別委員長
玉城武光殿

総務企画委員長
渡久地修

決算調査報告書

10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり

2 要調査事項
特になし

3 特記事項
特になし

別紙1（総務企画委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【知事公室】

問) 消防防災ヘリ導入検討事業について、いつから調査検討事業を開始し、費用はどれくらいかかっているのか。また、市町村への意思確認の結果及び懸念事項やその要因は何か。

答) 平成29年度に1400万円ほどかけて調査検討事業を実施し、平成30年度は600万円余りをかけて合意形成が図られるよう事業を実施してきた。

また、市町村への意思確認の状況については、ことしの6月に各市町村と意見交換会を行い、8月に再度意思確認を行った結果、全市町村とも明確な反対はない状況ではあるが、事前に協議すべき事項があるとの意見が6団体からあり、態度保留となっている。

懸念されている事項やその要因として、1点

目が活動範囲や必要性に関することで、沖縄本島にヘリ1機を配備するという方針になっているが、離島をどう考えるのかという問題。次に隊員の派遣について、消防隊員を各消防本部から招集するようなスキームになっているが、そもそも消防隊員が派遣できるのかというところが2点目。派遣隊員の人件費に対する県の負担や支援に係ることが3点目。最後に4点目として、人件費を市町村間で案分することになるが、案分の内容をどうするかということである。

問) 不発弾対策事業の不用額の発生要因及び不用額縮減に向けどのような取り組みを行っているのか。

答) 不用額の発生要因としては、市町村支援事業においては、設計変更による磁気探査の数量減。住宅等開発磁気探査支援事業は、建築設計の変更に伴う磁気探査の数量減。広域探査発掘加速化事業は、探査中に岩盤が露出し掘削困難になるなどの数量減によるものである。

不用額縮減に向けては、事前に各市町村から今後の申請見込み件数等をとるなど状況を把握し、申請が年度後半に集中して予算が足りなくなることがないように調整を図っている。特に規模が大きい広域探査発掘加速化事業と住宅等開発磁気探査支援事業については、年度前半の申請状況を見ながら、例えば9月ごろに申請が多いところに予算を振り分けるという対応を行っている。広域探査発掘加速化事業は繰り越しが認められている部分もあるので、そういったところで何とか対応できないか、それぞれの事業をやりくりして不用額の縮減に努めている。

問) 危機管理・国民保護対策事業費の不用額の理由は何か。

答) 国民保護訓練において、当初、国の指導は弾道ミサイルを想定した訓練であったため一部委託により実施を予定していたが、国際情勢の変化により弾道ミサイルに備えた訓練は当面見合わせる事となり、想定する訓練をテロ事案に変更して訓練を実施した。テロ事案に関しては、

平成25年度に実施したノウハウもあるので委託を行わず、県において独自の訓練シナリオで実施したことやJアラート新型受信機導入に関して、当初見込みより低く入札できたことにより執行残が発生したことなどによるものである。

問) ワシントン事務所の機能と目的について聞きたい。また、北米県人会の相談事を受けられる機能を持つことはできないのか。

答) ワシントン事務所は、沖縄の基地問題に関連する情報収集、そして沖縄の正確な状況の発信などを主な役割としているが、基地問題以外にも沖縄県人会のさまざまなイベントなどへの参加、経済や文化など多方面で活躍する北米ウチナーンチュとの情報交換を行っている。また、日本政府観光局等と意見交換も行っており、沖縄観光のPRや物産情報の発信に関する協力依頼などについて取り組んでいる。

また、ワシントンDCの県人会とは定期的に意見交換を行っており、そういった場で県会のニーズをつかんだものについては、適切に本庁にフィードバックし、必要な予算についてはそれぞれ所管する部局に働きかけながら対応していきたいと考えている。

【総務部】

問) 行財政改革の推進で質の向上とあるが、これまでとの違いはどういった点か。また、以前の行革プランで行っていたような業務の棚卸しのような取り組みを行う予定はないか。

答) 現在、平成30年度から令和3年度までの4年間、行政運営プログラムを実施している。これまでは、財政効果ということに主眼を置いて改革に取り組んできたが、今回のプランは働き方改革など行政の効率化も含め取り組むことにより、質の向上を図っていくこととするものである。例えば、県から発信する情報の伝わり方をどのようにしたらよいか、行政データの活用はどうしたらよいか、県の財政状況をいかにわかりやすく県民に伝えることができるか等、そういう方向に主眼を置いている。当然、以前のように組織の見直しや定員の管理など基本的なことも行いつつ、新たに県民目線を意識した業務の実施や職員の働き方改革にも視点を置いた改革となっている。

また、現在のプランは、令和3年度まで続くが、次のプランに向けては業務棚卸しのような取り組みも含め、行財政改革懇話会の委員の意見も聞きながら検討していく。

問) 県税収入がふえているようだが何年連続で増加し、額と率でどれくらいの変化があったのか。また、税収の伸びにより自主財源比率は改善しているが、経常収支比率が改善しない理由は何か。

答) 県税収入は、平成24年度から7年連続で増加しており、増加する前の年と平成30年度を比較すると額で403億9542万円、率で44.6%増加している。今後の経済状況等にもよるが、今の状況からすると経済が順調に推移していると言われているので、県税収入も当分伸びていくものと考えている。

また、経常収支比率の算定方法は、地方税や交付税を中心とした経常的な一般財源、それに対する人件費や経費等の経常的な経費に対する割合という形になっており、平成30年度の経常収支比率は95.7%になっている。地方税がふえると逆に交付税は減になり、それに対して分母は社会保障費が増となることから、経常収支比率が大きく改善するということには、なかなかならないと考える。

問) ファシリティーマネジメントを進めていく上で、各部局とどのように連携して進めていくのか。また、実際に動き出すのはいつごろを予定しているか。

答) 沖縄県公共施設等総合管理計画というものがああり、これに基づき、各部局、各施設ごとに個別施設計画の策定を進めており、その中で中長期的な維持管理や全体的な更新費用の把握に努めている。個別計画の策定後、内容を踏まえたコスト削減の数値目標を設定し、社会情勢や県民ニーズの変化に対応できるように随時PDC Aサイクルを回しながらこの計画の充実を図っていくこととしている。

また、令和2年度中には個別計画の策定を終える予定になっており、その後は、令和3年度に総合管理計画や策定を終えた計画をフィードバックし全体的な目標を定めるという作業がある。

問) 本県は、国の予算動向や中央の財政制度に大きく影響を受ける財政構造になっているが、依存体質からの脱却についてはどのように考えるか。また、次期振興計画において高率補助が認められないこととなった場合、財政構造上どのような影響があるか。

答) 依存する財源には、国庫支出金を初めとした費用があり、自主財源には県税を初めとした費用がある。例えば、九州平均であったり全国平均という一定程度のものは目指すべき目標になるかと考える。自主財源の比率が高まると、それだけ行政の自主性、安定的な施策の展開ができるようになるので、それはしっかりとやっていく。

また、沖縄振興特別措置法は、沖縄県が抱える特殊事情や課題を解決するために措置されている制度であるので、課題が解決されない限りは続くべきものと認識している。これらについては、いまだ課題解決には至っていないという認識なので、これからも国に対し高率補助制度の維持を働きかけていく。一方、高率補助が廃止された場合の影響は、本土並みの補助率になるので、その分一般財源で補うことや県債発行ということになり、財政負担が将来的には増加することになると考える。

【企画部】

問) 鉄軌道導入に向けて、検討しているルートが国と県で違っている理由、実現に向けて国との調整はどうなっているか。また、北部地域でテーマパークの建設も予定されているが、これも費用便益分析に勘案されているのか。

答) 国は、平成22年度から糸満市と名護市を結ぶ複数のモデルケースを設定し、コスト縮減等の諸課題について検討を行ってきている。一方、県は、公共交通の役割、事業効率性、採算性確保の観点から検討を行っており、利用者が多く便益が最も高い那覇市と名護市を結ぶルートを決めている。国からは、費用便益分析が課題とされているので、しっかりと対応した上で、早急に県の検討結果も取りまとめ国と調整を行っていく。

また、新聞報道等で北部地域でテーマパークの建設が予定されていることは承知しており、さらに本部港においても官民連携による国際クルーズ拠点整備が進んでいるということで、こ

れらの新たな計画が実現することにより、北部地域の誘客が促進され、今以上に多くの観光客が北部地域を訪れるようになるものと期待している。そういったことも当然鉄軌道の需要予測に反映させている。

問) 公共交通利用環境改善事業に関して、OKICAを普及していくためにどのような取り組みを考えているのか。また、モノレールやタクシーとの乗り継ぎ割引について関係団体との意見交換の内容を聞きたい。

答) OKICAが県民カードとしてさらに普及していくためには、基幹バスシステムにおける乗り継ぎ割引の導入やOKICA運営会社が主体的に取り組む商業展開など、さらなる利便性の向上が必要である。

また、平成30年度に、OKICAの利用範囲をタクシーや離島船舶に拡張する可能性調査を実施し、事業者にヒアリングを行ったところである。その際、既にクレジットカード等のキャッシュレス化が進んでおり、新たな決済手段となるOKICA導入への投資は厳しいという意見や導入コストが県の試算で約7億円近くかかるということから、維持管理コストも含めそれに見合った利用者増が見込めないのではないかと懸念が鮮明になった。

問) 知的・産業クラスター形成に向けた研究拠点の構築に関して、OISTを卒業した学生が全員、県外、国外に出ている状況がある。プログラムの終了後、施設の借り上げや銀行口座の開設など県内にとどまる環境づくりが必要と考えられているが、県としてフォローできることはないか。

答) 銀行口座開設については、銀行に確認したところ、マネーロンダリングやテロ資金管理口座にならないかという視点で、世界中の銀行で口座開設に当たっての資格審査が非常に厳格になっており、外国人が起業する際の口座の開設が難しいとのことである。また、アパートの入居の際にもなかなか手続きが煩雑であると聞いているので、このような課題に対しては、関係機関と情報共有した上で連携し、円滑に進むような形で取り組んでいく。

問) 離島の住民交通コスト負担軽減事業の目的と平成30年度の実績及び本事業の検証作業について聞きたい。

答) 当該事業は、離島の方々の交通コストを低減することにより、離島の不利性を解消し、定住条件の整備を図ることを目的としており、航空運賃についても新幹線並みの運賃を目指し、約4割の低減を行っている。定住条件がより厳しい小規模離島においては、本島在住の離島出身者を含めた交流人口に対しても、航空運賃の約3割低減を行っている。また、同事業を利用した延べ人数は、平成24年度の83万4000人に対し、平成30年度は29万人増の112万5000人となっている。

事業の検証作業については、今年度、本事業の実施による経済効果等についての調査を予定しており、調査の主な内容は、離島住民及び交流人口の交通コストを低減することによる経済波及効果等を算出するとともに、本事業の効果等の分析及び課題整理を行うこととしている。

問) 離島航路補助事業に関し、当初予算の額が3億2000万円、決算額が8000万円余り、14航路の欠損額に対する補助予定が5航路への補助となっている。予算額や補助予定航路の数が大分減っているが、その背景及び今後の見通しはどうなっているか。

答) 前年度後半に減額補正を行ったこともあり、決算額がかなり違う状況にあるが、理由としては燃料単価の減により、各航路の収支が当初予定していたものより非常に改善したという状況がある。そのことから、補助対象航路がかなり減るとともに、計画していた14航路のうち10航路が赤字であったが、そのうちの5航路は国の補助のみで欠損を埋めることができ、結局、県と市町村で補助をすべき対象が5航路まで減ったことなど、各航路の経営がかなり改善したことが最大の理由である。

今後の見通しとしては、基本的には計画段階では赤字の可能性はあるが、航路に対しての収支が一番影響するものが燃料費であることから、価格の上がり下がりぐあいによってかなり影響を受けるものと考えている。今後、どのような形で収支が出てくるのか、現時点では不透明である。

問) 那覇空港の機能拡張等の調査内容及びその後の展開はどのように考えているか。

答) 那覇空港は、第2滑走路供用開始以降さらなる航空需要の増加が見込まれており、平成29年

度から需要予測を行っている。具体的な需要予測については、大きく3パターンに分かれ、これまでの実績を踏まえ、経年変化させたものを出すパターン、そのパターンに国際線のLCCが伸びていく傾向を反映したパターン、最後に沖縄県の観光振興計画で掲げられた目標値を達成する場合のパターンで検討しており、その結果、一番高い数値として、2030年度には旅客数が2838万人になると予測しており、2018年度が2154万人となっているので、700万人近くは増加する見込みとなっている。また、発着回数においても現在が16.4万回に対し、2030年度は22.7万回を見込んでおり、予想を上回る結果になっている。今後については、短期的には駐機スポットの増設、CIQの拡張及び周辺道路の拡幅等を予定している。中長期的には、24時間空港になっていくものと考えているので、どのような施設が必要か各方面の方とも意見交換しながら国の計画に反映させるよう要望していく。

【公安委員会】

問) DV・ストーカー被害について、女性が警察に保護を求めてきた場合、どのように対応するのか。また、保護を求めた方が一時保護を断った場合はどうするのか。

答) DV・ストーカー被害者等が女性相談所や親類、知人宅へ避難することが困難でありながら、経済的理由によってホテル等への一時避難をちゅうちょする場合には、その宿泊費用を公費で負担しており、平成30年度は5件9名に11万6000円の予算を執行している。宿泊費の補助をすることにより被害の未然防止や拡大防止が図られ、被害者等の保護、対策に大きな効果が発揮されていると考えている。

また、被害者等によっては、事情により一時避難を受け入れない場合もあるが、県警察としては被害者の安全確保の面から指導・助言を行い、なるべくホテル等へ一時避難をしてもらうようにしているところである。

問) 飲酒運転根絶対策について、新聞報道でもここ何年か検挙件数が増加傾向にあるということだが、どれくらい増加しているのか。また、どういう取り組みをしているのか。

答) 飲酒運転による検挙件数は、平成10年の1万5000件台が一番のピークとなっているが、平成

21年に飲酒運転根絶条例が制定されてから1万件を切り、平成26年には1200件まで減少している。しかし、飲酒絡みの人身事故が27年連続で国内ワーストを記録していることもあり、飲酒運転の取り締まりを強化した結果、平成30年には2000件台までふえている。

また、検挙件数がふえた要因は、県民意識の欠如が大きいと考え、学生や高齢者を含めた交通安全教育を進める以外に、飲酒運転防止を教養している企業48事業所に対して優良事業所の認定を行い、企業を挙げて飲酒運転根絶に取り組むほか、飲酒運転の被害者・当事者、アルコールの専門知識を有する医者等の25名を飲酒運転根絶アドバイザーとして委嘱し、それぞれの立場で講演してもらう取り組みなどを行っているところである。

問) 沖縄県の国際化に対応する警察基盤整備事業の内容と効果はどのようなものか。また、外国人観光客に対する警察官の現場での対応はどのように行われているか。

答) 沖縄県を訪れる外国人観光客に対して満足していただける質の高い行政サービスの提供を目的とし、県警察の部内通訳人の育成、災害発生時の避難誘導などの案内が英語、中国語、韓国語等の多言語で収録された拡声器の整備、外国語で標記された交番員不在連絡板や水難事故防止の看板などの設置の取り組みを行っている。現在、県警察内には7言語89人の通訳人がおり、語学研修によってさらに語学力を強化する取り組みを行っている。

また、現場での対応としては交番に勤務する地域警察官などには翻訳機能アプリが活用できる携帯端末機の整備、あるいは警察署の会計課に翻訳機を配付して外国人に対応している。

問) 那覇空港での落とし物について、豊見城警察署で対応しているが、人員配置等の体制はどのようなになっているか。また、受理件数はどうなっているのか。

答) 豊見城警察署の拾得物の受理が増加していることから、一般職員を6名から8名に増員配置して体制強化を図っているが、拾得物システムへの登録作業、落とし物をされた方からの問い合わせや返還の対応などが急増しているため、一日でも早く返還できるように早朝や休日出勤等も行っている状況である。

また、豊見城警察署における受理件数は、平成29年の4万2752件から平成30年は4万3427件で675件増加している。

【出納事務局】

問) 複合機の契約について、メーカーと販売会社が混在する選定環境にあるが、県民の税金を使っていることと事業者の利益のバランスについてどう考えるか。

答) 発注者としては、適正な予定価格を設定するという点で、発注時点の実勢価格を調査したり、地区割りに問題はないか等さまざまな点を考慮して発注している。地方公共団体は経済性、合理性を追求する責任があり、競争性の確保が必要である。また、県民に対しての説明責任もあることから、廉売を避けるために適正な方法により予定価格を設定することに努めている。

【監査委員事務局】

質疑なし

【人事委員会事務局】

質疑なし

【議会事務局】

問) 議会棟のエレベーター工事に関して、費用、入札業者の選定方法及び参加業者数について聞きたい。また、公共施設の維持・メンテナンスについてどのような認識を持っているか。

答) 議会棟のエレベーターについては、平成30年度に1号機及び2号機を改修し、工事費用は5730万8000円となっている。入札業者の選定は一般競争入札で行い、参加業者は1社であった。

また、公共施設の維持・メンテナンスについては、基本的には既存の施設を有効活用することにより財政的に軽減が図られるものとする。

○経済労働委員会

様式 2	
令和元年10月23日	
決算特別委員長 玉城 武光 殿	経済労働委員長 瑞慶覧 功
決 算 調 査 報 告 書	
10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1	委員会における質疑・答弁の内容 別紙1のとおり
2	要調査事項 特になし
3	特記事項 特になし

別紙1（経済労働委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【農林水産部】

問) 6次産業化人材育成活性化事業の具体的な効果と、課題として挙げられている波及効果を高めるため市町村等の関係機関との地域連携のあり方を検討する具体的な内容はどのようなものか。

答) 6次産業化を推進する上では、市町村など地元関係機関を巻き込んだ地域連携が課題であったことから、平成30年度から地域連携プロジェクトとして、うるま市と多良間村のモデル的な取り組みを支援している。うるま市では、農林漁業者単独の取り組みにおいて大きな負担となる加工機器などの導入について、市が整備した加工施設の利用や地元商業高校との商品共同開発を行うことによって課題解決を図り、商品改良に結びつけている。また、多良間村では、事務局機能が十分でない農業者組織に対して、地域おこし協力隊など行政関係者が事務局機能を補完し、商品改良過程の進捗管理や対外的な調整の代行を行うことで、事業者に寄り添った支援が実現している。

問) 地産地消推進体制づくり事業について、実際に例えばホテルや居酒屋へ県産品使用率の調査をしたことがあるのか。また、学校給食における県産品の使用率について、現状と改善点、本来あるべき使用比率について聞きたい。

答) 県では、地産地消推進に係る各種施策を効果的に実施するため、県産農林水産物の学校給食や県内ホテルでの利用状況を調査している。平成29年度の学校給食での県産食材利用率は30.6%で、県内ホテルでの利用率は32.4%となっており、いずれもここ数年は3割程度で推移している。これらのことを踏まえ、ことし3月に策定した第4次沖縄県地産地消推進計画における5年後の目標値として、学校給食での利用率を34%、ホテルにおける利用率を36%と設定している。

また、同利用状況調査によると、県産農林水産物の利用上の主な課題として、価格が不安定であることや、生産の端境期の品目の種類や量の不足など安定供給上の課題に加え、学校給食調理場での人手不足による下処理等が挙げられている。第4次の計画でこれらの課題を解決すべく、これから取り組む段階となる。

問) 農林水産物流通条件不利性解消事業について、一括交付金があと2年程度で見直しとなるが、今後どのような体制で維持していくか具体的な検討をしているか。

答) これまで行ってきた事業の効果を検証し確認するため、今年度検討委員会を立ち上げ、その報告に基づいて令和4年度以降の事業について検討していく段取りになっている。

問) 全国的に発生している豚コレラの発生状況、県内への影響、対策を伺いたい。

答) 昨年9月に国内では26年ぶりに発生した豚コレラについては、岐阜、愛知で初発があり、現在埼玉など関東まで広がっている状況である。

仮に発生した場合の影響については、ワクチンを打った豚に対する食肉の風評被害により、発生県、ワクチン接種県の豚肉の需要が減退するのではないかとされていることや、ワクチン接種は原則全頭接種となるため農家のコスト負担が長期間発生すること、また、国全体では輸入圧力の強まりや輸出への影響が懸念される。

県の防疫対策については、平成20年の宮崎で

の口蹄疫の発生以降、家畜伝染病に対するウイルス侵入防止対策を非常に強化している。豚コレラについては、国内での発生や、中国、アジアなど海外でのアフリカ豚コレラの発生を受け、まず動物検疫所と合同で県も全面的に協力して旅行者や海外技能実習生向けにキャンペーンや講習会、研修会を実施し水際対策を強化している。また農家や関係団体についても、豚コレラの侵入防止緊急対策会議等を実施するとともに、市町村向けにも防疫対策会議等を実施している。県においても、初動防疫体制構築のため危機管理対策会議の開催、初動防疫の確認のための実働演習など、家畜伝染病の侵入防止、迅速な初動防疫体制の行動の訓練など、万全を期しているところである。

問) 県産農林水産物輸出体制構築事業の品目別の輸出状況を伺いたい。

答) 財務省の貿易統計をもとに沖縄総合事務局が算出した平成30年の沖縄から輸出した農林水産物食品の輸出額は、33億1000万円で前年比26.4%増となっている。品目別では、牛肉が5億3460万円、豚肉が1億3390万円、ナマコが1億280万円となっており、中でも台湾での日本産牛肉の輸入が解禁になったことから、牛肉の輸出額が前年と比較して2.4倍の5億円余りと大きく伸びている状況である。

問) 県産水産物の海外市場拡大事業について、沖縄県と関係の深いパラオで行っているシャコ貝の養殖技術を沖縄の若い人材が学ぶことにより、新たな産業を構築し販路拡大ができるのではないかと考えるがどうか。

答) シャコ貝については、県内でも栽培漁業センター等で種苗生産などを行っているところである。

パラオとの関係では、今交渉中であり詳細は言いにくいですが、パラオのほうからもパラオの漁業の振興に協力してもらえないかといった要望もあるので、県としてどのようなことができるのかしっかりと検討したいと考えている。

【商工労働部】

問) 全国特産品流通拠点化推進事業の航空コンテナ借りに係る物流支援の決算はどうなっているか。

答) 全国特産品流通拠点化推進事業の平成30年度当初予算は、1億4762万1000円で、このうち航空コンテナ借りに係る予算は、平成29年度の当初予算と同額の3320万円であった。しかしながら、シンガポールにおいて日本の大型小売店が2店舗オープンし、輸出量が当初予算を大幅に上回ったため、増額補正を行った結果、航空コンテナ借りに係る事業の決算は1億9614万6000円、全国特産品流通拠点化推進事業全体では、2億9830万3000円となっている。

問) 雇用機会の創出、ミスマッチの解消としての生涯現役スキル活用型雇用推進事業を取り入れた業種と助成金の内容を伺いたい。

答) 業種としては、建設業が12社、製造業が10社、医療福祉業が5社でペアスキルの事業を実施している。助成金の内容は、55歳以上の高年齢従業員と15歳から30歳までの新規で正社員として雇用された若年者従業員が、3カ月間ペアを組んで同じ業務に携わるペア就労を行う取り組みに対して、ペア就労1組につき28万円の助成金を企業に支給している。

問) おきなわ技能五輪・アビリンピック2018年の状況と成果を聞きたい。

答) 昨年の沖縄県大会では、県から技能五輪に30職種110名、アビリンピックに19職種29名、合わせて139名の過去最多の選手が出場し、その結果、技能五輪では金賞2名を含む7職種18名が、アビリンピックでは金賞2名を含む8種目9名、合計27名の選手が入賞を果たすことができ、いずれも過去最多の入賞者数となった。また、沖縄県選手団として初めて全国技能士会連合会会長賞及び未来への挑戦賞の2つを受賞した。

問) 平成30年6月に提出された県の財政見通しの中で、今後の財政運営に当たって留意すべき事項として、「中城湾港（新港地区）をはじめとする臨海部土地造成事業は、依然として多額の償還が残っていることから、土地の売却の状況について今後の推移を注視する必要がある」と指摘をされているが、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の状況を伺いたい。

答) 平成30年度末における本特別会計の起債の状況は、起債総額が536億4110万円、償還済額が512億8991万円、差し引き起債残高が23億5119万円となっている。本特別会計では、計画どおり

償還するために、毎年約1.5ヘクタールずつを売却していくこととしており、建設債償還の終了年度である令和9年度までには土地売却を完了して精算したいと考えている。

問) 国際物流関連ビジネスモデル創出事業の成功事例として中古車等の輸出支援があるが、中古車及び中古部品等の輸出状況はどうなっているか。

答) 当該事業は中古車輸出の実証事業となっているが、事業は平成29年度で終了し、県ではハンズオン支援等の側面的なサポートを行っているところである。民間が主体となって輸出しており、実績として平成27年が18台、平成30年は721台、約3年間で40倍と大幅に増加している。今年度は、中古車部品について実証事業に取り組んでおり、エンジン110個、ハーフカットされた車体8台を40フィートコンテナ2台に積んで、マレーシアに輸出したところである。

【文化観光スポーツ部】

問) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける県内の聖火リレーのルートを把握していれば伺いたい。また、関係機関との連携ほどの程度進んでいるか。

答) 沖縄県内の聖火リレーについては、ことしの6月に組織委員会から公表されており、14市町村で実施することになっている。

具体的には、1日目の5月2日が、那覇市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、石垣市、本部町及び名護市となっている。2日目の5月3日が、豊見城市、浦添市、北谷町、座間味村、宮古島市、南城市及び糸満市となっている。実施市町村とは、自治体と消防本部、警察も含めて調整をしているところである。

問) 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業において採択された代表的な事業内容を聞きたい。

答) 代表的なものとして、まず1つ目に、「次世代を担う八重山芸能後継者育成支援事業」がある。八重山地域は、後継者育成が課題となっており、その課題解決を図るため、小中高生を対象にした琉球芸能体験やワークショップの実施、琉球芸能鑑賞会などを開催する取り組みとなっている。

2つ目が、「三線文化の普及連携事業」である。

これは三線文化を広く普及するための取り組みとして、県外を含む三線コンクールや演奏会、イベント等において、三線の専門家による相談会、三線のメンテナンス、無料体験、ワークショップ等を実施するといった内容となっている。

3つ目が、「ジュニアジャズオーケストラによる子どもの居場所づくり」という事業がある。児童を対象に学校を終えてからの夕方の居場所づくりというのが社会的な課題の一つとして挙げられているため、音楽に興味を持つ児童を対象に、プロのジャズオーケストラが実際に児童生徒に音楽を教えて、ジャズのオーケストラの練習を通じた居場所づくりを行い、その成果を地域の文化祭等で発表するという内容となっている。

問) 日韓関係の影響について、韓国から年間55万人の観光客が来ているが、今年度の直近の状況はどうなっているか。

答) 現時点での韓国からの入域観光客数は、本年4月から8月までの累計では、対前年同期比で2万8300人、率にして12.6%マイナスの19万6000人となっている。

県では、9月に民間交流や文化、スポーツなどの観光交流を引き続き行っていくとの知事メッセージを発信するとともに、韓国において商談会や意見交換を開催したところである。今後の取り組みについては、引き続き検討していきたい。

問) 沖縄観光のリピーター率は、86%と高くなっているが、沖縄を一度も訪れたことのない方々の新規開拓に際して、特に重要なポイントは何か。

答) 国内で新たに獲得を目指す市場としては、沖縄旅行未体験者や、富裕層などをターゲットとして位置づけている。沖縄旅行未経験者層については、沖縄旅行へのモチベーションを喚起するということが重要なポイントだと考えており、今年度は本土の地域別に沖縄の歴史、自然、文化及び食といったそれぞれのテーマを設定し、未体験者層、沖縄にまだ来たことのない方々への誘客などを展開しているところである。

問) MICE事業に関しては国の強力な支援体制が不可欠な事業だが、見通しが極めて難しい状況にある中で、どういうポイントでこの事業を

継続していく考えか。

答) 大型MICE施設の整備については、今年度この整備に向けて課題となっている整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理しているところである。

現在、民間資金を活用する官民連携の手法について、国内外の事例調査など各種情報の収集に努めており、今後その調査の一環として、専門家委員会を立ち上げ、議論を深めていくこととしている。県としては、大型MICE施設の早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

【労働委員会事務局】

質疑なし

○文教厚生委員会

様式 2	
令和元年10月23日	
決算特別委員長 玉城武光殿	文教厚生委員長 狩俣信子
決算調査報告書	
10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1 委員会における質疑・答弁の内容 別紙1のとおり	
2 要調査事項 別紙2のとおり	
3 特記事項 別紙2のとおり	

別紙1（文教厚生委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【子ども生活福祉部】

問) 待機児童解消について、現時点の待機児童の数はどれくらいか。また、保育士不足が要因の一つだと思うが、処遇改善に向けてどのように取り組んでいるのか。

答) 待機児童数は、4年連続で減少しているものの、現時点においても1702名の児童が待機している状況である。待機児童については、保育士の確保が一番大きな課題であるが、その処遇改善に向けては、これまで国によって毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から平成30年度までに約12%の改善が図られ、今年度はさらに1%の上乗せを行っているところである。

また、平成29年度から保育士の技能、経験に応じて月額5000円以上4万円以下の処遇改善を行っている。さらに県独自の施策として、保育士の正規雇用化事業、一括交付金を活用した年休取得、休憩取得及び産休取得など、さまざまな事業で支援し、保育士の処遇改善に努めている。

問) 児童虐待に関する万国津梁会議について、会

議のテーマ、計画及び今後のスケジュールはどのようなものか。

答) 万国津梁会議の児童虐待に関するテーマは3項目あり、1つ目に「児童虐待が発生する要因とその予防、早期対応、親子への支援」、2つ目に「児童虐待防止のための関係機関の連携」、3つ目に「体罰の禁止」について議論をしてもらったところである。

当該会議については、7月25日と10月10日に開催したところであり、今後、委員との調整を重ねて、児童虐待に関する万国津梁会議の意見ということで、年内に知事に報告する予定となっている。

問) 外国人介護士候補者受入施設学習支援事業について、国家試験合格者の育成を目的としており、これまで40名を受け入れたと聞いたが、何名が合格し、県内施設に就職したのか。また、県外で資格取得し県内で就職したのは何名か。

答) これまで介護士候補者として40名を受け入れ、このうち11名が介護福祉士国家試験に合格し、資格を取得している。

11名の就職先については、県外に7名、当初県内の施設に4名が就職したが、この4名についてもその後施設を退職しているため、資格を取得した11名は、現在いずれも県内の施設には就職していない状況である。

また、県外で資格取得して県内で就職した外国人介護福祉士は、把握している範囲では存在しない状況である。

問) 生活困窮者住居確保給付金事業について、内容及び実績について聞きたい。また、本島北部地域あるいは離島における支援につなぐべく課題に対してどのように改善してきたのか。

答) 住居確保給付金制度は、離職等の理由により経済的に困窮し住居を失った、または失うおそれの高い生活困窮者に対して、就職に向けた活動をするを条件として一定期間、家賃相当額を支給する事業である。実施主体は福祉事務所を設置している県及び市であり、県は30町村を所管しており、平成30年度の利用件数は、平成29年度の36世帯から22世帯増加し、58世帯となっている。

また、北部地域や小さい離島など潜在的な支援対象者への周知が課題であるが、パンフレットの作成及び庁舎、役場等への設置、支援員に

よる役場、社会福祉協議会及び自治会への説明、出張相談の際における当該地域でのポスティング活動の実施を行うなど周知に努めている状況である。

問) ことし8月に開所した性暴力被害者ワンストップセンターについて、どのような課題があるのか。

答) 性暴力被害者ワンストップセンターが病院拠点型へ移行したことにより、性暴力被害者に対して被害直後から医療的な支援を含めた総合的な支援を迅速に提供することで、被害者の心身の負担軽減が図られると考えている。

被害の後はできるだけ早い段階で、医療的支援を含めた適切な支援を受けることが重要であると考えているので、今後も引き続きセンターの周知など広報活動の強化を図っていきたいと考えている。

【保健医療部】

問) 組織的意思決定を欠いた不適正な会計処理が行われ、内部統制が機能しなかったため国庫補助金の受け入れがなされなかったとのことだが、具体的内容とはどのようなものか。

答) 本案件には2つの補助金に関係しており、1つ目は感染症指定医療機関運営費補助金で、この補助金は患者の治療を行う第一種、第二種感染症指定医療機関の運営費を補助するものであるが、国に対する請求期限である3月末までに国庫補助金の概算払いの請求を行わないまま県補助金の支出命令を行ったことによるものである。2つ目は、感染症外来協力医療機関補助金で、新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大や感染者の重症化を防止するために、保健衛生施設等の施設設備、つまり防護服や空気清浄機等を購入するための購入費を補助するものであるが、年度内に納品されないと判断し、当該補助事業分を実績報告書から除外したことにより、国庫補助金の受け入れができなかったものである。受け入れができなかった国庫補助金額は1つ目が676万4000円、2つ目が52万6000円である。

問) 不適正な会計処理が発覚した後、どのように対応したのか。

答) 不適正な会計処理が発生した要因として3点

あると考えており、一番大きな要因が保健医療部長以下、管理監督の地位にある職員の業務管理意識が低く、予算経理事務の進捗管理が行われていなかったこと、2つ目に公印の管理及び審査体制に不備があったこと、3つ目に本件担当職員の意識の問題である。

対応策としては、予算執行の進捗管理に万全を期すため、管理監督者による歳入整理表及び予算及び支出負担行為整理簿を活用した定期的な執行管理を行うこと、国庫補助金等の歳入については独自の帳簿も活用して定期的に執行の確認を行うことであり、これについては、8月28日付で通知したところである。また、公印の管理等については、公印の意義、審査及び使用方法について改めて職員へ周知を図ること、原則として起案者の押印は認めないこと、公印管理主任及び公印取扱主任が直接押印を行うことを原則とするように改めたところであり、9月1日から実施している。

問) 母子健康包括支援センターの役割、設置状況及び今後の展開はどうなるのか。

答) 母子健康包括支援センターの役割は、妊娠から出産、子育てにわたり切れ目のない支援を行うことであり、母子保健法第22条の規定により市町村において設置の努力義務がある。平成28年度に今帰仁村が最初に設置し、平成31年4月までに那覇市、沖縄市、うるま市、南風原町及び本部町の6市町村が設置している。

国の調査では、令和2年度には17市町村が設置する予定とあるが、沖縄県としては、令和2年度末までに全市町村にセンターを設置できるよう、会議や研修会等を開催していきたいと考えている。

問) 医師確保対策事業について、成果及び課題はどうなっているか。

答) 平成30年度の成果としては、医師確保対策事業全体で20事業を実施し、決算額は17億4289万2000円となっており、延べ138名の医師を確保している。そのうち北部地域及び離島においては122名の医師を確保したところである。

課題としては、将来、離島及び僻地における勤務をしっかりと行える医師を養成するため、医学生の地域医療に対する理解及び関心を高めることが重要であると考えており、引き続き医学生に対する離島実習の機会の提供などの取り組

みを行っていききたいと考える。

問) 腎臓移植推進事業費について、ドナーがいれば国内でも手術ができるのか。

答) 国内では、平成9年に臓器移植法が施行され、平成22年に一部改正されたことにより、本人の意思が不明な場合でも家族の承諾があれば提供可能であることから、国内でもドナーがいれば心臓、腎臓、肺を含め臓器移植は可能である。

ただし、子供には子供の心臓しか移植できないが、子供の心臓を提供してくれる家族が国内ではほぼいない。

腎臓については県内でも30年前から移植は行われており、献腎移植を受けた方は100名を超えている状況にある。

問) ヘリ関連の運営事業について、それぞれの仕組み、事業の違いはどうなっているか。

答) まず1つ目に、離島巡回診療ヘリ等運営事業は、ヘリコプターを活用して小規模離島へ専門医を派遣することによって、住民の眼科や耳鼻咽喉科の受診機会を確保する事業である。次に、2つ目の救急医療用ヘリコプター活用事業は、いわゆるドクターヘリで、運航する浦添総合病院に対して運営費等の補助を行い、傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることで離島・僻地の医療提供体制を確保する事業である。3つ目のヘリコプター等添乗医師等確保事業は、ドクターヘリが運航できない宮古・八重山地域、南北大東島及び夜間の本島周辺離島について、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターで実施する救急搬送、そこに医師を添乗させてドクターヘリと同様の条件で救急搬送を行うことで、災害補償費や病院への医師確保経費を補助する事業となっている。

【病院事業局】

問) 八重山病院附属西表西部診療所の常勤医が急病で不在となり、10月14日から診療体制を見直した件について、その経緯、現在の状況等について伺いたい。また、八重山病院から代診医が派遣される場合、八重山病院において診療制限等が出てくると思われるがどうか。

答) 西表西部診療所の常勤医師の急な体調不良により、しばらくの間休養が必要であるとの診断書が出されており、現在、八重山病院の医師で

代診を行っている。

このことについては、住民に対し説明責任があることから、竹富町と協力しての広報宣伝や、八重山病院のホームページに載せるなど、早目早目の案内を行っていきたいと考えている。

なお、西表西部診療所に近い上原港が冬の期間は船が欠航するため、大原港から約50分かけて診療所に行く必要があり、代診を継続する場合には、医師の負担も考慮して、八重山病院の診療を制限する可能性があるものと考えている。

今後の医師の確保については、11月中を目安に常勤医を確保し、配置したいと考えている。

問) 県立病院全体の運営状況と今後の課題、平成30年度の経営改善の取り組み、労働基準監督署の是正勧告を受けて時間外勤務手当を支払ったことが、病院経営に与えた影響について聞きたい。

答) 平成30年度の沖縄県病院事業会計の決算については、医業収益は前年度に比べて約17億3300万円増加する一方、医業損失は前年度に比べて約16億4800万円縮減しており、経営成績は改善しているが、純損失を約4億7824万円計上しており、累積欠損金は前年度繰越欠損金の約88億4800万円から、約93億2600万円まで拡大している。また、現金預金残高についても、前年度末時点で約46億円だったのに対して、平成30年度末は約32億円にまで減少しており、手元流動性でも非常に厳しい局面に直面している状況である。これについては、監査委員から非常に厳しい指摘があり、その課題要素を解決するには、医師を初めとする医療人材の確保、適切な事務処理に向けた事務職員の確保と養成、長期的な経営状況を踏まえた各種設備投資の実施など、幾つかの取り組むべき事項があるものと考えている。

なお、平成28年度に労働基準監督署から是正勧告を受け、平成29年度において、平成27年度及び平成28年度の医師の時間外勤務手当の支払いを行った結果、累積欠損金は拡大しているが、平成30年度決算における時間外勤務手当の影響は明らかではないが、今後の時間外勤務手当については、毎年度約8億6000万円が増加すると見込んでいる。

問) 県立病院の職員体制や施設等を含む現状と課題について聞きたい。また、平成31年4月に事

業に係る業務の改善と勤務縮減のためのプログラムが再提出されているが、どのような内容か。

答) 県立病院の現状と課題について、職員体制においては、医師に加えて、看護師、放射線科技師、臨床工学技士及び薬剤師等のコメディカルなどのさまざまな職種が不足している状態であり、診療制限にならないようにやりくりをしているが、一部の病院の外科などにおいては診療制限を行わざるを得ない状況である。施設においては、中部病院の南棟の老朽化と耐震化が問題であるが、耐震診断の後に改修の予定である。また、電子カルテの更新を行う予定の病院においては、新しい医療機器の購入、附属するシステムの入れ替えも必要である。

業務の改善においては、労働環境の改善として、変則2交代制を拡充する取り組みを行っており、全県立病院の約38%が変形労働時間制を活用し、働きやすい環境づくりに努めているところである。

勤務時間の縮減については、時間外勤務の事前命令の徹底、職場巡回の実施に加えて、医師及び看護師の事務的な負担軽減のために医師クランク、看護クランクを配置しているところである。

【教育委員会】

問) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業について、成果と効果を聞きたい。また、ニーズが高いと聞くが配置増について検討をしてきたか。

答) 当該配置事業の効果等については、スクールカウンセラーの相談実績が年々ふえており、教職員に対する校内等での研修会、保護者に対する研修会や講話、生徒指導部会等に参加しての指導助言等を行っており、児童生徒だけではなく、教職員や保護者への助言、援助研修会等で多くの実績を上げていると報告を受けている。

また、ソーシャルワーカーも学校の支援チームと関係機関との連携により、学校復帰や小学校から中学校へのスムーズな移行ができるよう支援を行っている。さらに家庭訪問等を通して保護者との信頼関係を築き、行政や医療機関等へ積極的につなげることで生活環境が好転するケースも見られるとの報告も受けている。

平成30年度におけるカウンセラーの学校への配置状況については、平成29年度と比較して小

学校で15校増、中学校は全校に配置しているところである。

ソーシャルワーカーについては、平成30年度においては20名と変わりはないが、対応した学校数は前年度と比較して小学校で37校と3校増加、中学校では30校と2校増加しているところである。

問) 2018年度における懲戒処分等の件数、内容と改善策等はどうなっているか。

答) 平成30年度の公立学校職員に対する懲戒処分件数は17件であり、その内訳は飲酒運転が7件、体罰が5件、交通事故が2件、窃盗が1件、情報漏えいが1件、飲酒後酩酊し住居侵入した事案が1件となっている。

県教育委員会としては、コンプライアンスリーダーによる職場研修、管理職を初めとする各階層別研修など、あらゆる機会に服務規律の確保と綱紀粛正を求めてきたところであり、また、懲戒処分を行った際には、各学校や関係機関に対して非違行為の通知を行っているが、その際に概要や処分内容等をできるだけ示し、改めて綱紀粛正について呼びかけているところである。

今後は、これまでの取り組みに加え、民間企業の取り組みを参考にするなど、さまざまな観点からより実効性のある再発防止策を検討していきたいと考えている。

問) 県外進学大学生支援事業について、内容と支給内訳について聞きたい。

答) 当該事業は、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で県外進学を諦めていた子供たちに対して、県から支援する事業である。平成28年度以降、毎年25名に支援しており、給付開始から3年目の平成30年度には75名に対し、決算額で4741万円を給付している。その内訳として、支度金として25名に対して30万円、50名に対して月額7万円を1年間奨学金として支給している。

問) 琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業について、歴代法案は非常に大事であり教育現場でこれを活用できないか。

答) 近年では県立総合教育センターでの教員対象の研修会において歴代法案を活用した授業を提案したり、公文書館や県立図書館、県庁1階の県民ホール等でパネル展を行うなどのさまざま

な方法で普及に努めているところである。

今後は限られた学校の授業の中で、歴史教育、社会的なものの中にどのように取り入れていけるのか、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

問) ことしの7月に新聞報道で高校吹奏楽部での県費の不正使用について掲載されていたが、全体的な調査の状況はどうなっているか。

答) 今回の件については、教育長から全ての学校を調査するようにとのことで、県教育委員会ではことしの8月に県立学校を含めた全施設について書面調査を実施した。また、8月中旬ごろから部活動を含めた私事関係に関する学校現場での緊急実地調査を行っている。これについては吹奏楽部等の規模の大きい21校の訪問調査を終えており、残り39校についても書面調査を行ったところであり、必要に応じて実地調査を行いたいと考えている。

これについては、11月までに調査を完了する予定となっており、現段階において21校の調査を実施したが、同様の事案はないところである。

別紙2 (文教厚生委員会)

要 調 査 事 項

1 保健医療部の不適正な会計処理への対応について (知事)

(要調査事項の内容)

感染症対策関連2事業に係る不適正な会計処理への保健医療部としての対応について、有印公文書偽造、補助金適正化法違反及び背任行為という違法性を認識しながら、第三者機関での調査を行わず、部内調査で処理しようとする姿勢に関して納得できないことから、知事の出席を求め説明を聞きたい。

なお、この事項については、代表監査委員からも緊急的監査に該当せず定期監査で対応すべきという認識が示されていること、部内で事務処理の流れを再検討し対策も示されていること、会計処理上も法的違反はなく審査は尽くされていることから、要調査事項には当たらないとの反対意見があった。

特記事項

1 保健医療部の不適正な会計処理に対する第三者機関での調査について

(特記事項の内容)

感染症対策関連2事業に係る不適正な会計処理について、不正事件であるため、県単独の内部調査ではなく、第三者機関を設置して客観的に真相究明することを求めること。

なお、この事項については、第三者機関の設置による究明と県民に対する説明を行うべきであるとの賛成意見とともに、担当部局で調査中であり、定期監査での重点的な調査に委ねるべきであるとの反対意見があった。

○土木環境委員会

様式2	令和元年10月23日
決算特別委員長 玉城武光殿	土木環境委員長 新垣清涼
決算調査報告書	
10月3日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1 委員会における質疑・答弁の内容 別紙1のとおり	
2 要調査事項 特になし	
3 特記事項 特になし	

別紙1（土木環境委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【土木建築部】

問) 平成29年度と比較して土木費の決算額が191億円の大幅減となっているが、予算減額の影響によるものか。また、繰り越しの原因と予算減額との関係はどうなっているか。

答) 決算額は前年度からの繰越金も含めた額であり、平成29年度は執行率が上がったことや、沖縄都市モノレール延長事業の終了に伴ってハード交付金の予算が減ってきていることもあり、決算額の大幅な減となっている。今後、減額の影響を最小限にとどめられるよう、事業効果を早期に発現できる箇所への予算の張りつけや翌債等を活用した事業費の確保に努め、市町村への配分についても要望に沿えるようしっかりと協議しながら取り組んでいく。

また、繰り越しの主な要因は、計画変更によるものが約40%、関係機関との調整のおくれが約25%、用地取得難などで約9%となっている。また、繰り越しは、予定していた工事が用地交渉等の状況により次年度に持ち越さざるを得ない場合の手続であり、基本的に予算の減額により繰り越しがふえることはない。

問) 本県における入札の不調・不落、応札ゼロの状況と他府県の状況、これらの原因及び対策はどうなっているか。

答) 土木建築部発注工事における入札の不調・不落は、過去5年間は20%から22%で推移しており、応札ゼロについては、過去3年間で平成28年度が56件、平成29年度が33件、平成30年度は68件となっている。他府県の状況は把握していないが、今後調査してみたいと考えている。

不調・不落等の原因としては、県内の建設工事の出来高が平成26年度と比較して3割以上増加している状況があること、少子高齢化等による技術者不足、積算単価や予定価格と現場での必要経費との乖離等、複合的な要素が考えられる。また、応札ゼロの主な傾向としては、小規模工事や離島関係工事である。

現在の対策としては、沖縄県建設産業ビジョンの中においても人材の確保・育成を柱に企業や業界団体と連携して総合的、計画的に取り組んでおり、技術者の兼任、実施設計単価の年2回から4回の見直し実施、離島における必要経費の計上や見積もり採用等を行っているところである。

問) 先の台風19号により県外で甚大な被害が発生しているが、同程度の台風が沖縄に来た場合の河川や下水道に係る被害の想定はどうなっているか。

答) 現在の河川事業については、30年から50年に1回の整備水準で改良を行っているが、先の台風19号の降雨量が過去最大の972ミリリットルで数千年に1回の規模であったことから、現状の河川ではオーバーフロー等があると考えられる。ただし、流域面積や護岸形態の違いも含め、県内のほとんどが地盤よりも下のほうに河川があり、決壊しても一部が浸水するだけで、県外河川のように1カ所の破堤で流域全部が浸水となるようなことは少ないと考えている。

また、下水道の排除方式は2種類あるが、県内の全市町村において雨水と汚水を区別した分流式を採用しており、汚水は全て終末処理場で処理をした上で海域へ放流している。一定以上の降雨時に汚水が未処理のまま河川に放流される可能性のある合流式ではないので、大雨においても公共用水域の水質環境に影響を与えるこ

とはない。

問) ハシゴ道路等のネットワークの構築について、現在の用地取得の進捗状況と取り組みについてどうなっているか。また、用地費も債務負担行為でしっかりと確保するような方法はないのか。

答) 代表的な南部東道路関係での用地取得の状況としては、事業を実施している4工区は100%、3工区は23%、5工区は32%となっており、令和8年度の暫定供用開始に向けて取り組んでいるところである。

事業を円滑に進めるため、都市計画決定の手続等において地元市町村への意見照会、住民説明会や公聴会を実施し、実施設計終了段階で、地権者に対し説明会を行い用地交渉に臨んでいるが、個別交渉に入ったときには、単価や補償内容の不満または相続関係人多数等により、交渉に時間を要することが多いのも事実である。

また、用地買収については、事業執行予定の前年度から土地開発公社と協議等を進めて早期に問題点を洗い出し、速やかに用地を取得できるように努めている。また、契約前の事業の説明業務等は民間コンサルタントへの委託も活用する等、しっかりと体制を整えた上で円滑にいくように取り組んでいくとともに、今後は、例えば大規模な補償物件が発生した場合等には、債務負担行為なども考慮しながら検討していきたい。

問) 中城湾港の整備の進捗状況はどうなっているか。また、新港地区における定期船就航の実証実験の今後の展開及び大型船の着港に対応したハード整備の計画の有無について聞きたい。

答) 中城湾港のうち泡瀬地区については、スポーツコンベンション拠点の形成を図るため、緑地道の港湾施設整備と人工島へのアクセス橋梁の整備を進め、平成30年度は人工ビーチの養浜、緑地護岸、橋梁下部工等の工事を実施しており、事業全体の進捗状況としては国の埋立面積ベースで約70%、県の事業費ベースで約52%となっている。新港地区については、産業支援港湾として東埠頭の荷さばき施設の整備及び自動車貨物を一時保管するモータープールの整備を行っており、引き続き物流機能強化のための港湾施設の整備に取り組んでいきたい。

また、新港地区における定期船就航に向けた

実証実験は、平成29年度から商工労働部と連携しながら実施しており、平成30年度の実績として31回の寄港、1航海当たり409トンの荷物が運ばれ、今年度は新たに稼働した民間の物流倉庫の貨物も利用されている。事業として当初は3年程度を見込んでいたが、背後地の企業や船社と調整しながら継続実施を検討しており、外貿も含めた航路展開等の可能性もあると考えている。また、RORO船の大型化への対応や航路の安全確保の観点から、岸壁の延長やしゅんせつによる航路の拡幅について、国、船社及び地域関係者等と連携しながら今後検討していきたいと考えている。

問) 無電柱化推進事業について、大きな台風を想定した防災対策も含めて推進することが急務ではないかと考えるが、県の計画と整備率等はどうなっているか。

答) 無電柱化推進事業は、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、現在令和3年度までの整備延長目標を173キロメートルとしており、具体的には、沖縄総合事務局、沖縄県、関係市町村及び電線管理者で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会において、整備箇所と整備延長等を定めた無電柱化推進計画を策定し、それに基づき事業を進めている。平成30年度末で154キロメートルの整備が完了し、同協議会の計画ベースの整備率としては約75.3%、道路総延長ベースで全国における平均が1%であるのに対し沖縄県は1.6%で全国10位、九州では1位の整備率となっており、県としても必要な事業としてしっかりと進めていきたいと考えている。

【環境部】

問) 世界自然遺産登録推進事業の概要等と、最近行われたIUCNの調査の状況について聞きたい。また、世界自然遺産登録推薦地に含まれている北部訓練場の返還地から米軍のものと思われる空砲等が見つかったとの報道もあり、返還地の浄化に関する責任のあり方や基地の騒音被害の影響等はどうなっているか。

答) 当該事業では、世界自然遺産登録の実現を確実に図るために、地域部会における将来の保全管理体制の構築、西表島における適正利用と西表島エコツーリズムの推進、イリオモテヤマネ

コの交通事故防止対策の検討、生態系を守るために林内の野犬、野猫を排除する野犬・野猫対策事業、世界自然遺産の普及啓発の5つの取り組みを実施している。10月5日から12日まで実施されたIUCNの現地調査においては、自然環境や保護の取り組みの状況調査、地域の意見交換会などが行われ、ヤンバル地域と西表地域を視察しながら、県の取り組みについて、十分に説明できたと考えている。

また、返還地に関しては、国で使用等調査や必要な廃棄物探査等を実施しているが、返還に当たっては、引き渡し後に葉きょう等の有害廃棄物等が発見された場合は国が責任を持って対応する旨の知事意見を出しており、沖縄防衛局からは所有者または関係者と調整して適切に対応したいという旨の回答を得ている。騒音被害についても、推薦地の生態系へ影響を及ぼすことがあればこれを回避するよう、米軍や国へ要請を行う等適切に対応していきたい。

問) 赤土等の流出防止対策の実績等はどうなっているか。また、根本的な対策として農林水産部や土木建築部との連携が大事だと考えるがどのように取り組んでいるか。

答) 沖縄県赤土等流出防止対策基本計画においては、76の監視海域で、令和3年までに赤土等流出量を約9万3000トン削減することを目標としているが、平成28年に行った中間評価の調査結果では、推定量として約2万7000トン、29.4%の削減となっている。

また、関係部局との連携については、各部長を委員とする沖縄県赤土等流出防止対策協議会等を設置し、その下部組織として各課長を委員とする幹事会やワーキングチーム会議等を関係部局課と設置しており、関係各課から取り組み状況の報告を受けたり、環境部からは陸域調査で確認された流出源情報及び流域別に有効とされている対策等について情報を共有する等連携を図っている。

問) ギンネム対策についてどのように取り組んでいるか。また、外来種としてのギンネムについては国際自然保護連合や国、県における位置づけはどうなっているか。

答) ギンネムについては、県が平成23年度に策定した緑化に関する行動計画において、ギンネム

などにより原野となった約8000ヘクタールのうち約20%を本来の植生に回復させることを目指している。令和元年度に外来植物防除対策事業を立ち上げており、ギンネムを含む外来植物の拡散防止及び駆除技術を確立し、防除対策マニュアルを策定する予定である。

また、ギンネムについては、国際自然保護連合の種の保存委員会が2000年に発表した世界の侵略的外来種ワースト100に該当し、生物多様性に深刻な影響を与える種として認識されている。環境省では生態系被害防止外来種リストの中の総合対策外来種の重点対策外来種とされ、県においては、沖縄県外来種対策指針に基づき、生態系への影響が大きい外来種を指定した沖縄県対策外来種リストの中において、防除対策外来種の対策種とされている。

問) 沖縄県自然環境再生モデル事業の概要とボタンウキクサ等の把握状況について聞きたい。また、平成30年度で終わる本事業を今後どう活用していくのか。

答) 当該事業では、平成27年に策定した沖縄県自然環境再生指針を全県的に普及推進するに当たり、平成27年度から平成30年度に東村慶佐次川流域でモデル事業を実施しており、地域関係者や専門家による協議会を立ち上げて、慶佐次川流域における自然環境再生事業に係る全体構想や利活用計画を策定するとともに、良好な河川環境を回復するため、ヒルギ林内の承水路の掘削や、魚類、底生生物の生息域であるワンドと呼ばれるよどみを設置し、テナガエビ類などの生息数の増加を確認した。なお、全体構想を策定する前に現況調査を行い、ボタンウキグサの植生状況を確認した結果、河川のほうに走っている道路沿いにボタンウキグサなどの外来種の進入が見られたため、村で対応することで検討しているところである。

また、これまでの本事業のノウハウなどを全県的に展開するために、今年度から自然環境再生支援事業を実施し希望する市町村に対して、技術的及び財政的支援を行っているところである。

問) 地中熱を利用した省エネ促進事業について、過去2年間の実証試験の結果も含めて現状はどうなっているか。また、まずは県庁など公共施

設へ導入し民間に広げていくことは考えていないか。

答) 平成29年度から県立総合教育センターへ実証用地中熱利用システムを設置して実証試験を実施した結果、冬期の暖房使用時及び夏期、夏場の冷房使用時において、最大4割程度の省エネ効果を確認している。ただ、このシステムについては東日本の特に冬場によく利用されているが、沖縄のような温暖地でのシステム構築は調整が必要だということもあり、商品化という観点からはまだ普及の手前であり情報収集の段階である。普及に当たってのネックは、ボーリング実施等の初期投資が非常に高額であることであり、一般的な普及には製品販売における保証体制や設置業者の確保等が重要になるため、今後も事業組合等との意見交換や情報収集をしながら普及を進めていきたいと考えている。

また、現時点で県庁舎内への導入計画はないが、他府県では庁舎内に設置した事例もあることから、今後検討していくことができればと考えている。

【企業局】

問) 座間味浄水場建設候補地の再検討の状況はどうなっているか。また、今回の計画変更に伴って無駄な費用が生じているのではないか。

答) 建設候補地の再検討については、ことしの6月に詳細調査業務を発注し、各候補地の測量を実施したところであり、その測量結果をもとに施設配置計画の検討を進めているところである。各候補地については、国立公園第3種特別地域であることから、地質調査の許可を得るために環境省との調整を進めているが、その結果を踏まえて、村との協議や住民説明会を行い、年内に選定したいと考えている。

また、変更に伴う費用としては、従来の候補地に係る調査設計業務等の費用が約5100万円、再検討に係る新たな調査費用が約3100万円となっているが、建設場所が変更されても従来分の調査設計業務の成果等の多くは活用できると考えている。事業のおくれや一部活用できない部分が生じたが、重要なライフラインとしての水道事業であるため、地元住民の理解を得て進めていきたい。

問) 厚生労働省が昨年秋に水道施設を緊急点検をした結果、浸水想定区域内にある水道施設の8割が浸水被害の対策をしていないとの報道があったがどのような状況か。

答) 昨年7月の西日本豪雨の際に水道施設が被害に遭い断水したことなどを受け、厚生労働省が全国の重要度の高い3152の水道施設について緊急点検を実施したところ、そのうちの約8割に当たる2552施設が浸水対策をとっていなかったとの報告があった。その際に、企業局の施設を調査した結果、90カ所ほどある企業局施設の全てが、浸水想定区域に位置していなかった。

問) 工業用水及び水道用水の施設老朽化に関し今後大量に更新時期を迎えるとのことだが、どのような内容か。また、水道の民営化への考えや民間委託の状況について聞きたい。

答) 企業局が所有する管路の総延長は約767キロメートルであり、このうち法定耐用年数を超えている管路が約224キロメートル、割合として約29%となっている。これまでの実績である年間約5キロメートルのペースで更新していくと、管路全てを更新するには153年かかる試算となるが、将来にわたり安定的に水道水を供給するために、財源を確保し適切に更新していきたいと考えている。

また、水道の民営化に関し、企業局としては公営企業として中長期の20年計画をつくっており、経営基盤の強化を図りながら引き続き安全な水道水を安定的に供給していきたいと考えている。民間委託については、平成23年度の石川浄水場を初め名護、西原、久志の各浄水場において、夜間、休日の運転管理業務を民間に委託しており、これまでの委託の状況を踏まえながら、今後も総合的に検討していきたいと考えている。

決算特別委員会等記録

令和2年7月

編集 沖縄県議会事務局政務調査課
電話 (098) 866-2576

発行 沖縄県議会事務局
那覇市泉崎1丁目2番3号
